

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	国際協力機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○【施設整備資金】平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。</p> <p>○【広尾センター】24年度以降の国庫納付及び機能移転について決定済(24年9月を目処に移転予定)。詳細方針につき、関係者との調整に着手(22年度に実施済)。移転方針を策定し、設計・工事調達を行う(23年度以降)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行っていく。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○【ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止】ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖(22年度に実施済)。現在、それ以外の対象国なし。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について合意(22年度に実施済)。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している28箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○【麻布分室の処分】23年度中の施設処分のため、施設の売却入札及び研修機能移転に向けて準備・手続きを進める。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○【国際センター】大阪・兵庫の統合について決定済。詳細方針につき、関係者との調整に着手。北海道2拠点については地元との調整に着手(22年度に実施済)。大阪・兵庫の統合に向けて設計・工事調達を進める。北海道2拠点についてはJICAとして地元との調整中。東京・横浜についてもあり方について検討を行う(23年度以降)。 ○【区分所有の保有宿舎】平成22年度売却予定物件51戸については売却手続き終了した(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。平成23年度売却予定物件38戸については、現在東日本大震災の避難先候補として提供していたが、候補の指定から解除され、現在売却手続き中。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取組を実施済。</p> <p>1. 競争性のない随意契約に係る網羅的点検 平成21年度に競争性のない随意契約となった約1,000件の契約について、契約監視委員会での妥当性を網羅的に点検。約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下のとおり。 (1) 契約取引の対象とすることがふさわしくないもの(1割) 国際約束等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等 (2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割) 事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システムの運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。</p> <p>2. 競争性の向上 (1)事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則競争入札を導入。 (2)技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意思確認公募)を導入(約120件)。 (3)在外における物品購入等に、見積競争への移行を推進。(20年度比で約110件の増) (4)コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。</p> <p>ア 登録制度廃止 ・JICA独自の登録制度を廃止し、国の制度(全省庁統一資格)を準用する制度とした。</p> <p>イ 公告期間の改善(業務実施契約) ・公示から関心表明まで7日間から9日間に延長し、プロポーザル作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。</p> <p>ウ プロポーザル作成の負担軽減 ・プロポーザル提出時、すべての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。 ・国内技術者の積極的な活用のため、プロポーザル評価時に国内経験を考慮し、語学証明書の必備を撤廃した。 ・プロポーザル作成時点で、業務主任者の配置期間を具体的に明示することができず、応募を断念するケースが多いことから、業務主任者と副業務主任者とがグループとして業務管理する制度を導入し、プロポーザル作成時における要員配置の要件を柔軟化した。 ・業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、役務提供契約及び業務実施契約簡易型では、業務期間が重複しても2案件まで応募が可能とした。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 85,960,936千円(87.3%)、競争性のない随意契約 12,469,087千円(12.7%) (件数ベース(単位:件))</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、JICAにおいて役員を経験した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあつては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及びJICAにおける最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をHP上に公表することとした(22年度に実施済)。</p> <p>平成22年11月公示分から導入済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役職員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一的指針及び見直し基本方針別表に基づいた制度を整備し、公表を行う。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○【財団法人日本国際協力センターの内部留保】財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ(税制上の優遇措置を返上)、同申請により課税対象外とされていた平成19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.2億円を内部留保から国庫等に納付した(平成23年2月)。</p> <p>○各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取する(平成23年度)。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に官民競争入札等を導入している(評価対象期間:平成21年度から23年度)。両案件とも平成21年度と平成22年度は、所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現しており、平成23年度も同様の取り組みを継続する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、平成23年度より以下の取組を進める。</p> <p>①一者応札・応募や実質的な競争性の確保について、第三者(契約監視委員会)において点検・審議を行い、制度改善に反映させる。</p> <p>②競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を整理し、ガイドラインを作成する。</p> <p>③コンサルタント等契約の企画競争について、外部審査委員制度を導入するなど透明性の一層の向上を図る。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	-
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。現行中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴勘案109.8)を平成22年度に達成済だが、引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴勘案の対国家公務員指数の引き下げに努める。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省及び法人のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 監事監査、独法評価委員会において人件費総額の削減状況、対国家公務員指数の引下げにつきチェックが行われている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の研究所への移転につき組織決定済。詳細検討中。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 ○ 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 ○ 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。 ○ 海外出張旅費は国家公務員に準拠している。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業費等については、事業実施段階において、事業(プロジェクト)計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。 ○ 平成23年度中に、予定価格積算の考え方と事例集を取りまとめ、予定価格の適正性の向上を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行っている。平成24年度においては、本部、国内機関、在外拠点、有償資金協力勘定の資産を対象として内部監査を行い、重大な法令違反あるいは事務過誤、重大なリスクの見落としや内部統制上の欠陥はみられなかったと報告されている。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 本法人は、検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等により自己収入を得る事業は実施していない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 国際協力を行うNGO等に対して配慮しつつ、寄附の増加に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいるものではないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 外務省に新たに設置される「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家から構成され(外務省及びJICAからも出席)、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議の設置を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。</p> <p>○ JICA事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。課題別研修(課題別研修の新規・更新案件にかかる検証のため、課題別研修第三者検証委員会を平成19年度から設置済)、研究(研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指し、第三者評価委員会を平成23年5月に設置済)、草の根技術協力(草の根協力支援型・草の根協力パートナー型)(提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定)、事業評価(一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を平成22年7月に設置済)。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 平成22年9月から事業評価の情報をホームページ上で検索するためのデータベースを構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるようデータベース上への情報蓄積と公開を行っている(平成22年度実施済)。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。</p>